

## 議 事 日 程 ( 第 3 号 )

平成29年6月23日(金曜日) 午前10時 開議(補正予算審査特別委員会)

### 日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第42号 平成29年度遊佐町一般会計補正予算(第2号)

議第43号 平成29年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第44号 平成29年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議第45号 平成29年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議第46号 平成29年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議第47号 平成29年度遊佐町水道事業会計補正予算(第1号)

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出 欠 席 委 員 氏 名

応招委員 11名

出席委員 11名

1番	齋藤	武君	2番	松永	裕美君
3番	菅原	和幸君	4番	筒井	義昭君
5番	土門	勝子君	6番	赤塚	英一君
7番	阿部	満吉君	8番	佐藤	智則君
9番	高橋	冠治君	10番	土門	治明君
11番	斎藤	弥志夫君			

欠席委員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	本 宮 茂 樹 君
総 務 課 長	池 田 与 四 也 君	企 画 課 長	堀 修 君
産 業 課 長	佐 藤 廉 造 君	地 域 生 活 課 長	川 俣 雄 二 君
健 康 福 祉 課 長	高 橋 務 君	町 民 課 長	中 川 三 彦 君
会 計 管 理 者	高 橋 晃 弘 君	教 育 委 員 長	渡 邊 宗 谷 君
教 育 長	那 須 栄 一 君	教 育 委 員 長	佐 藤 啓 之 君
農 業 委 員 会 会 長	佐 藤 充 君	教 育 委 員 長	佐 藤 正 喜 君
代 表 監 査 委 員	金 野 周 悦 君	教 育 委 員 長	

☆

出席した事務局職員

局 長	富 樫 博 樹	議 事 係 長	鳥 海 広 行	書 記	高 橋 和 則
書 記	瀧 口 めぐみ				

☆

補正予算審査特別委員会

委員長(菅原和幸君) おはようございます。ただいまより補正予算審査特別委員会を開会いたします。  
(午前10時)

委員長(菅原和幸君) 6月21日の本会議において、補正予算審査特別委員会委員長に指名されましたが、ふなれでありますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

定例会から本特別委員会に審査を付託された事件は、きょうの議事日程にありますとおり議第42号 平成29年度遊佐町一般会計補正予算(第2号)ほか、特別会計等補正予算5件であります。

質疑に際しましては、簡明にお願いいたします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願いいたします

なお、上衣はご自由にしてください。

それでは、補正予算の審査に入ります。

1番、齋藤武委員。

1番(齋藤 武君) おはようございます。早速中身に入っております。

補正予算の第2号であります。事項別明細書の6ページに県支出金、新聞を活用した教育活動への支援事業補助金という事業があります。教育課長にお尋ねするわけなのですが、まずこれに伴うその

事業の概要についてです。よくNIEですが、ニュースペーパー・イン・エディケーションというふうなことが、今に始まったことではなくて結構前から言われているわけですが、そのような取り組みであるというふうにはまず理解していいのかどうか、そこをお聞かせください。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

県の教育委員会で平成29年度の新聞を活用した教育活動への支援事業費補助金の要綱を制定いたしまして、その目的といたしましては、郷土愛の醸成を主な目的としまして、あわせて読解力の向上、教育格差の是正を図るといような活動で新聞の購読を進めているというものでありまして、対象が小学校5年生と6年生、それから中学校の1年生から3年生までで、1学級1新聞を購入した場合に2分の1を補助をするというような事業でございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） わかりました。

全国各地でそのような取り組みというのはされていると思うのですが、もっともその新聞の活用というのは幅が広い話ですので、どこまでが新聞の活用かと言われると難しい部分は定義づけあると思うのですが、一般的にいゆるその授業として新聞活用しようということに関して、遊佐町教育委員会がある程度音頭をとる形で町内の小中学校に実施したということ、事例これまであるものですか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

これまでは、こども新聞というやつは子供専用、児童専用という形で購入をしております。あと、一般紙のほうにつきましては、これもこれまで新聞、それぞれ町内にご提供いたしますけれども、新聞屋さんのご厚意もございまして、幾ばくかの数量につきましては提供いただいておりますので、それを活用しているという状況になってございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） その具体的な新聞の活用方法なのですが、これはなかなか難しいのかなというふうに思います。その一般論として、新聞を活用して郷土愛を醸成しようということは当然それはいいのですが、具体的にどうやって使うのだということになると、これはもういろんなこと考えられるわけですので、かなりおもしろい、いろんなことができる余地がある反面、戸惑うことがあるのではないかと、その教える現場でというふうに思うわけなのです。そうしたときに、必ずしもこういうやり方が正解だということは当然ないとは思いますが、ただそうは言いつつもやみくもにやればいいということでもないでしょうし、一定のこれまで全国でやってきた事例等も含めて、こういうふうにはやればうまくできるのではないですかというノウハウの蓄積というのはあると思うのです。そこら辺をせっかく今回やるのであれば、その現場に立つ先生方に研修という形が果たしてどうかあれですが、少なくともそのノウハウのようなことをある一定程度伝えることは、やるからには、しかも子供たちのために必要だというふうに思うのですが、そこら辺の手だてというのは考えていらっしゃるのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 新聞の活用ということ、その前も、予算がつく前もご厚意でサポートいただいていたということで、学校訪問等行きましたも、特に高学年です、1年生、2年生まだ読めませんので。いろんな新聞が並んでいます。まず、そういうことで活字に触れるという子供たち、なかなか今我が家の息子夫婦もそうですけれども、新聞は我が家に来て見ると。若い、どんどんスマホからもテレビからも、いろんな媒体から入ってくるものですから、新聞に限らず活字離れということも言われておりますので、そういう状況になりまして、子供たちの学習状況を見ますと、例えばどの学級でもやっているということではないのですけれども、新聞を切り取ってきて朝のいろんな活動の時間に、順番は決まるのですけれども、きのうあるいはおとこの最近のニュースから自分でトピックスと思ったことを切り抜きを持ってきてそれを張って、3分コメントとか、そういう活動をしている学校実際町内にもございます。ただ、家で新聞をとっていない、特にあると思うのです。そういう子供、今ふっと思ってみますと、どうしておったのかなと考えたりもしています。そういうことで、今回5年生、6年生、中学校全部ですけれども、そういうこと、もう従来もあつたわけですけれども、やっぱり図書館の本以外の活字媒体として新聞というものがこういうふう存在しているのだと。そして、各紙並んではないわけですけれども、こども新聞と照らし合わせて、ああ、大人の新聞というのはこういうことまで読み取れるのだと。子供で違ふと思いませんけれども、そういう機会をまず持てるという点が1つあるかと思えます。

そして、今新しい学習指導要領が公示されました。昨年度末です。そして、以降も含めて今年度今ちょうど説明の開設の時期で動いているわけですけれども、その大きな柱がアクティブラーニング、主体的で対話的で深い学びという、わかったようでわからないキャッチフレーズの。アクティブラーニングという言葉は消えたようですが、探究的な学習ということを県でも推奨していますので、そういった学習素材としてかなり有効であるということは間違いありませんので、ただそれを体系的にといいますが、では新聞を活用して、先ほどありましたNIEですか、そちらのほうで研究している学校も本町にはございませんので、その先生の特に新聞の素材を大事に活用している先生と、教科書中心という方もいらっしゃるようです。これから県としてもそれを大事にしていこうという方針なわけですので、当然県のほうでも検証、予算つけた以上はされると思いますので、本町でも貴重な予算をいただいて教室で学習の機会ということですから、新しい学習指導要領の意向に合わせまして、深い学びにどのように活用していくのか、いけるのか。もちろん新聞を使ってどの授業もするわけではありませんので、これからは学校ともいろいろ勉強しながら、大事にしていこうという流れですので、これから研究といいますか、活用を図っていくということでご理解いただきたいと思えます。今緒についたばかりでございますので、これから一つのポイント、学びを深めている一つの大きな視点に捉えていきたいと思っております。

委員長（菅原和幸君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 今に始まったことではないのですけれども、新聞の記事というのはほのぼのとしたニュースもあれば、あるいはとても子供に説明するのがはばかれるような内容が載るということも残念ながらあります。あと、場合によっては下のほうの週刊何々の見出しの部分とか、これお父さん何といったときに、やっぱり答えがたいような内容もあります。ただ、それもそれで社会の窓である。そこら辺うまくやっぱり伝えていかななくてはいけないと思えます。

それから、今教育長からお話あつたように、私もこれ全然データはないわけですけれども、おうちで新

間をとっていないという家庭の子供さんも少なからずいるのかなというふうに思います。そこら辺にも配慮しながら進めていただけたらなというふうに思います。

さらに、これは私たち議員の話であるかもしれませんが、我々遊佐町議会のやりとりも、場合によってはいいことも悪いことも含めて新聞に載る可能性もあるということは、私たち議員が肝に銘じなければならぬというふうに思います。

では、新聞の話はちょっと終わりました、次に産業課長にお伺いたします。事項別明細書の8ページですけれども、6款農林水産業費、1項農業費、農業振興費の園芸大国やまがた産地育成支援事業補助金についてお聞きしたいと思います。この中身については、平たく言うといわゆるパイプハウスの補助金だというふうに私は理解をしているわけなのですが、ただ今までパイプハウスの補助というのは、その補助の名目の名称を変えつつ、恐らく昭和の時代から延々とされてきていることだと思います。もっとも、パイプハウスというのも、建ててしまえばその耐用年数が多分長くても20年かそこらですので、建てかえということも必要ですので、当然昭和の時代からやっているからそのハウスがそっくり残っているということではないと思うのですけれども、やはりこの問題というのは、その農業補助金に関する大きな論点だというふうに思います。

そこで、ただ時代も、農業を取り巻く情勢も変わってきている中で、園芸大国だといううたい文句はいいわけなのですが、ただただハウスを建ててその園芸作物をやればいいというものではないと思います。遊佐町内では、例えばアスパラガスであったりパプリカであったり、幾つの品目を決めて生産を振興していると思うのですけれども、かといってお金になるものというのは、よその全国各地の方あるいはこっちは海外の人が目をつけて、それに向かって栽培するわけです。残念ながら、その顕著な例がパプリカだと思います。パプリカは、最初は輸入物が主でしたが、国内で作り始めるようになって、遊佐町が生産者が多いのですが、そうこうしている間に山形、内陸であったり、あるいは太平洋側だったり、そういうところで多く作り始めてきております。そういう中において、それぞれの品目において幾らでもつくれば売れると。たしか売れることは売れるでしょうけれども、ある程度真つ当な経費の回収できる値段で売れるということにおいては、その需給バランスということもあると思います。そこら辺、それぞれの品目について、遊佐町としてパプリカは生産振興はいいのだけれども、日本国内のキャパがこのくらいあって、遊佐町の栽培の作型からしてこのくらいつくれば、このくらいであれば要するにつくれる現実的な許容範囲である。あるいは、アスパラガスについてもそうですし、ほかの品目についてもそうですけれども、そういうようなキャパシティー等々を捉えた上での振興策というのを練っていらっしゃるかどうか、そこをまずお尋ねしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

現状を見まして、これは県の農業振興の考え方でもあると思いますけれども、園芸作物というのがかなりいろんな農産物の中では伸びていると。売り上げもそうですし、それに基づいた生産のほうもそうですし、そういった中、現状にある中で平成30年に米政策が見直されるということで、複合型の農業ということで、そういったところで遊佐町も山形県のその方針とまた同じ方向でやはりそういった園芸作物は伸ばしていかなければいけないと。そういった複合型、それから6次産業に対応した農業を進めなければい

けないという基本方針は、遊佐町も全く同じではないかというふうに思っております。

それぞれこの園芸大国やまがたに関していえば、その品目が山形県の第3次農林水産業元気再生戦略の各プロジェクトに位置づけられた品目ということで、野菜、花卉、果物等さまざまあるのですけれども、それに遊佐町のいわゆる転作に力を入れている主要品目、町単で補助している品目がプラスされているという内容でございますので、こうした作物に対しては、どのくらいつくればいいのかというような具体的な目安等はありませんけれども、現在のところ園芸作物出荷して、先ほど申し上げましたとおり、まず山形県また遊佐町の主要生産物という位置づけになっておりますので、過剰生産というようなことの動きはないような状態にありますので、引き続きこの園芸のほうは力を入れていきたいというふうに思っているところであります。

委員長（菅原和幸君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） なかなかその必要量を把握するというのはかなり難しいことだと思います。

ただ、とは言えども農家が一旦そのパイプハウスに投資をしてしまうと、補助事業ですので、100%ということではなくて、ある程度の一定割合は農家が負担しなくてはならないと。そういう中において、やはりしかも金額はまとまった金額に個々の農家においてもなると思います。そういう状況ですので、やはりその数量の把握というのは、難しいということは承知ですけれども、ぜひそこら辺は心がけていただきたいなというふうに思います。

私自身も、かつてちょっとだけハウス栽培していましたが、ハウス栽培している人に話を聞くわけなのですが、農家仲間として。ハウス自体のその償還金は別にしまして、作物をつくる時に種代とか苗代、肥料代というのが田んぼに比べれば相当お金がかかるわけなのです、単位面積当たり。そういう中において、販売するときも当然手数料がかかったりする。ただ、秋に一括でとれる米と違って、夏の間中出荷すればそのたびにある程度細かくお金が入ってくるということもあるのですけれども、ただそれと同時に定期的に農薬まかなったりということになって、定期的にお金が入るのだけれども、定期的に出費もあるということで、それを繰り返していくと、お金は回っているように見えるのだけれども、結果として首が回らなくなる。差し引き残りがほとんどないというようなことも起きかねないのです。ですので、やっぱりそこら辺は、見かけ上ハウスがあって作物がつくれていればよいということではなくて、実際農家の実入りがどうなのかという観点から常にこれは見ていただきたいなというふうに思います。

それから、このことについては、事前に課長にお聞きしていませんので、わからなかったら別にわからないで結構なのですけれども、ちょっと前のたしかゆぎ広報に空きハウスありませんかというような記事が載ったというふうに記憶をしています。ハウスは、全部ではないのですけれども、希望者に関しては農業共済の対象になります。その共済からのデータをもらえたりすれば、例えば遊佐町内にハウス何ぼあるということはある程度推察はできるかと思うのですけれども、遊佐町内のハウスの棟数あるいは面積今現在どのくらいあるかというのを、データあるかないかだけで結構なので、ちょっと教えていただけませんか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

今回の園芸大国のほかに遊佐町内全棟となりますと、今手元にそういった数量を押さえているものはご

ざいませので、それが集計したものがすぐあるかどうか、ちょっと交えて後ほど回答させていただきたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） わかりました。

もちろんそのハウスの共済加入というのは強制ではありませんので、入っていないハウスも多々あると思います。ハウスも、ちゃんと物をつくっているハウスからほとんど物置のようなハウスまでさまざまあると思いますので、なかなかそれ一概に言えない部分であると思うのですけれども、基礎的データとしてやはりそれは把握していただきたいなというふうに思います。

それから、ハウスという論点でその補助事業とは直接関係ないのですけれども、1点検討していただきたいことを申し上げたいと思います。最近水稻の育苗でプール育苗というのがふえています。プール育苗というのはどういうものかといいますと、ハウスの中に、ハウスでやった場合の話ですけれども、ハウスの中をほとんど水平にします。プラス・マイナス2センチぐらいの誤差で水平にします。そして、そのところにビニールを張って苗を並べて、苗がある程度大きくなったらそこに水を入れます。水を入れるということは、一番のかん水、水やりという労力の軽減というのを図れます。もちろん苗が丈夫になったりということもあるので、ただそういうハウスの使用の仕方の最大の問題点として、水平にしなくてはいけないものですから、その水稻の育苗が終わった後そこをまた起こして何かを植えるということは、さらに翌年また平らにしなくてはいけないということが伴うので、多くの農家はそれを避けます。ということは、プール育苗のハウスというのはプール育苗のためだけしか使わなくて、ほかの期間はあいているという事例がふえているのです。そうしたときに、ただだからといって、でも実際問題その遊休期間は長いわけなのです、1年のうち。そうしたときに、何とかその園芸振興という意味においてハウスを活用できないかというふうに思うわけなのです。

具体論ですけれども、耕さないという前提において考えれば、例えばプランターを並べるような栽培の仕方という世の中にあります。プランターを並べて点滴かんがいをしたりとか、そういうことをすれば技術的には可能だと思うのですけれども、そういうようなパイプハウス園芸の振興というのは産業課で検討したことはあるのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） 具体的にこれとこれの品目をということではございませんけれども、いろんな県でも進めています二毛作でございますとか、そういったものにこれから力を入れていかなければいけないということもございまして、またこれは地球規模の話ですけれども、気象と温度、そういったものは変わってきているということで、いろんなかんきつ類等も栽培等もこれから農業試験場でもさまざま取り組みをされておりますし、そういったものも含めて時代とか、それから地球環境、そういった環境に応じたものをやっぱりそういった意味で取り組みをしていくという必要があるとは考えております。

委員長（菅原和幸君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） さっき言い忘れましたが、水稻プール育苗の跡地の利用としてプランターを並べるという方法もありますけれども、一方ブドウ栽培という方法もあります。シャインマスカット栽培を今庄内みどり農協で推奨しているわけですので、そういうことも含めましてパイプハウスのそのフル

活用に向けて、ぜひいろいろ新しい知見というのは毎年入ってくると思いますので、常に検討を加えて、町民、農家と情報交換をしてよりよい遊佐町農業を進めていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

委員長（菅原和幸君） これで1番、齋藤武委員の質疑は終了いたします。

2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） おはようございます。私のほうからは7ページ、3番、歳出、2総務費、項1総務管理費の負担金補助及び交付金の部分で、在町外国人支援事業負担金減額30万円の箇所について、まず最初にその制度の内容とあと減額になった理由をお聞かせ願いたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

在町外国人支援事業負担金マイナスの30万円であります。支援内容につきましては、在町の外国人に対して里帰りの交通費2分の1の支援ですとか、あと就労のための資格の取得、そういったものに補助をしているという制度の中身でございます。今回減額をさせていただきますけれども、組み替えでございまして、国際交流事業の委託という部分で組み替えをさせて、一本化にさせて支出をさせていくという内容になります。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 理解いたしました。

移住、定住に力を入れている当町といたしましても、言わずもがな外国からのお嫁さんたちもとても多く、最近では大きなお寺でずっと住職さん探してしまして、横浜のほうからブラジル出身の奥様と小さなお子様と移住なさってくださいって、例えばお会いしたときに本当に日本語がわからないのです。一本化もとてもすばらしいのですけれども、例えばサポーター制度といいますか、とにかく言葉がわからないのが一番つらいと思いますので、もうちょっときめの細かい制度もできるような、これからの会議には入れていただければと思います。

先日の一般質問でもあった私の英語を表記にということは、例えば我々も海外に行ってちょっと日本語を見るとほっとするとか、全てコンプリートしてすばらしく英語表記、中国語表記、韓国語といかなくても、自助努力でできることはぜひお願いしたいと思います。ご所見をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

遊佐町に来られた外国の方が日本語になじめないというのは当然でございます。国際交流協会の事業の中で、ある一定程度そういった日本語教室の取り組みを行ってございます。さらに一層そういったことに制度を充実させまして、そういった方が不便にならないような活動をしていきたいというふうに考えております。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美議員。

2番（松永裕美君） よろしく申し上げます。

私も、PTA活動したときに、外国からのお母さんたちと一緒に会をしますと、ペーパーでも何でも日本語当たり前ですが、日本語表記で。もし逆に私がこれがスワヒリ語とか英語で全部書類渡されたときに



どういう思いだろうと思って、その話をお母様にしましたら、本当にそのとおりで、ただそうやってこちらの気持ちを少しでもわかってくれる人が一人でもいるというのが私たちにはとてもありがたいということをおっしゃっていました。つまりは、いつも町長がおっしゃっている町民ファーストといいますか、外国から来た方たちにとって、私たちはありふれた日常でも、やはりそういう遊佐町に来て何が不便なのかとか、何か困っていることないですかとか、ちょっとしたことで変わってくると思うので、この30万円減額となっている1行だけの数字でも、今みたいに膨らんでいろんな想像ができると思いますので、ぜひ今のやり方をお願いできればと思います。

次に移ります。国民健康保険税についてお聞きしたいと思います。4ページの歳出で、前期高齢者納付金で項1番、前期高齢者納付金で、50万円の前期高齢者納付金の説明のほうをお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） 50万円の補正のことだと思います。これにつきましては、社会保険診療報酬支払基金に納付する前期高齢者に係る納付金でございます。これにつきましては、例年ですと大体12万円程度前後というふうなことでありましたけれども、このたび制度改正により算出方法が変わりまして、それにより金額が大幅に上がったということで、50万円の補正のお願いであります。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 理解いたしました。

制度改正ということなのですが、我々遊佐町地方のほうの町民は、ほとんどやはり1次産業、農家の方とか自営とかで国保に入っている方が主体で、サラリーマン家庭の社会保険の方よりも国保というところが一番身近にあると思います。それで、制度改正についての質問なのですが、県で一本化するという来年度の予定の今のところの進みぐあいの状況はどのようになっておりますでしょうか、お聞かせ願います。

委員長（菅原和幸君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） 国民健康保険のいわゆる県での一本化という制度改正が来年度から実質始まるということでございます。その趣旨につきましては、急速な高齢化の進展や低所得者の増加、あるいは国民健康保険につきましては他の制度と比べて年齢構成が高く、医療水準が高いと、こういった課題に対応していくというふうな目的でされているものでございます。今のところの動きとしましては、現在開会をされております県議会定例会に新たに山形県で設置をすることになる国保運営協議会の設置条例が上程をされていることでございます。これが議決されて後に県で運営協議会を設置し、その運営方針を決定をしていくと、こういったような段取りになってございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 理解いたしました。

大体市町村全体に対して国保制度に対しての国からの投入は、1,700億円程度という情報を私はいただいているのです。これは正しいでございますでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） 1,700億円が新たに国費から投入をされるということございまして、来年度からはさらに1,700億円、合計で3,400億円国保財源の安定化のために投入をされるということござい

ます。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 私は、やはり町の役場の方たちが日ごろ一生懸命仕事してくださっているのに対して、国、県のほうで来年春からこの一本化という動きに対して、今6月、来月7月、この身近な近々のスケジュールで1,700億円の国費投入は理解しているのですが、これを47都道府県または1,788市町村で割れば、お金を投入するからすぐこの国保の一本化がスムーズにいくということはどうも考えにくいことで、何を申したいかと申しますと、やはりこのタイムスケジュールがとても近々ではないかなと思うのですけれども、健康福祉課長のほうとしましても、今見えているストーリーといたしましては、来年の春の一本化というのは現場からしてこれはかなりきついスケジュールなのかなというところなのではないでしょうか、そこのところをお話しできる範囲でまた教えてください。

委員長（菅原和幸君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） ちょっと答弁の訂正があります。

先ほど来年度から3,400億円と申し上げましたけれども、国の国費投入につきましては、平成27年から毎年1,700億円、これに加えて今年度からさらに1,700億円ということで、毎年3,400億円が全国で投入をされるということでございます。

それから、新たないわゆる県が主体となって運営をする国保の運営でございますけれども、都道府県が今後財政運営の責任主体となるということでございます。毎年度の納付額につきましては、県で算定をします標準保険料率をもとに市町村が県に保険料を納めるということで、なおその医療給付に必要な支払いについては、全額県で支払いをするということでございます。市町村の年度間のやはりその医療費の増減若干あるわけですが、そういったものについても、県でしっかり責任を持って対応していくというふうな内容でございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 理解いたしました。

町民、県民にとっても、いきなり一本化しますよと言われても、そこでもし例えば国保の金額がはね上がったたり、そういうことが起きると、とてもやっぱりパニックといいますか、町民の方たち、県民の方たちは戸惑うと思います。何でもゆっくり、じっくりというわけにはいかないと思うのですけれども、今度7月、本当にたった半年間でこの大きな事業がスムーズにいくのかということと、あとやはり一番町民の方が心配していらっしゃることは、わからない中で進んでいることだと思います。できるだけわかりやすくといったら何なのですが、やはり手だてとしては広報だと思うのですけれども、8月ごろの広報などで今の情報とかを流すような施策というのはございますでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） 今回の国保制度の改正につきましては、平成27年5月の法律改正により平成30年度から新たに変わるというふうなことでございまして、この間ずっとその制度改正に向けた取り組みがされているということでございます。

ただ、県においては、なかなか国の方針が明確にならないというふうなこともあって、そういったものを待っているという状況でございます。こういった新たな制度に変わるということにつきましては、8月

の広報ゆぎで掲載を予定しているということでございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 予定しているということで少し安心いたしました。

我々町民は素直で、言われた金額これだけと言われたら払うというような、親からもそういうふうな国に言われたものは払いなさいよという教育を受けてきたのですけれども、やはり今みたいに例えば移住なさる方でも、変な話現場では国保が安いからここがいいよとか、そういう見方をする場合もあると聞いてちょっとびっくりしたこともございます。そういうことまで全部今調べられる時代なのです、そのネット社会ということで。その町、市の財源がどうかとか、ここは税金がこうだとか、とにかくその情報があり過ぎてもう私もついていけないところがたくさんございます。しかしながら、面と向かって得た情報とか、自分の耳で聞いた情報というのは確実ですので、我々遊佐町といたしましても、今課長がおっしゃったように県、国から指南とか、決定されないと動けないのだということは重々わかっているのですけれども、できるだけ町民の皆様にも今でも十分してもらっていると思うのですが、わかりやすく、広報もそうなのですが、やはりずっと見たときにずっと入ってくるようなやり方を工面していただいて、イラストではないのですけれども、国保が変わりますとか、そんなことを考えたりとか、ただ文字を並べてもきっと忙しい町民の皆様だと目にとまらないと思うので、広報の仕方もぜひ工面していただけたらと思うのですが、いかがでございますでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） 広報の内容につきましては、十分検討してわかりやすい内容に努めていきたいというふうに思っております。

この制度改正によりまして、県に納入をする町の負担金がどれほどになるのかというふうなところがまだ明らかになってございませんけれども、国保税の案分率については、今年度も昨年度と同じというふうにさせていただいたところでございます。国保運営協議会の委員の皆さんのご意見を聞きながら、町民のいわゆる国保税の大幅な負担増にはならないように努めていきたいというふうに思っているところでございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 理解いたしました。

国保の国民健康保険というのは、病気したときにみんなで支えますよと。病気した人が病院かかりましたら、1人がたくさん抱えるのではなく、みんなでシェアしましょうというスタンスで始まっていると思うのですけれども、それが今度町だけではなくて県にもうみんな一くるみになるというと、簡単に考えるとすごく負担が減るような感覚になるのですが、逆の場合がある。例えば今遊佐町が一生懸命いきいき百歳体操取り組んだり、なるべく病院にかからないことはできないのだと思うのですが、病院にかからないような健康長寿の町づくりを目指すのと案外国保は直結しているのかなと。私たちがやっているこの仕事というのは全部スポット、スポットでやっているようで、実はつながっているのかなとこの質問させてもらうときに思いました。それで、国保が多分来年の春にどよめきがというか、その金額が下がったり上がったりで、たくさんの反響がこれからもあると思いますが、行政の方たちと我々議員がしっかりその知識を得て、県や国に対して何か言うということは無理だと思うのですけれども、しっかりとこちらのほう

で受けとめる姿勢を固めていけばいいのかなと思うのですが、これ最後の質問にして、あと所管を考えて終わりにします。

委員長（菅原和幸君） 時田町長。

町長（時田博機君） 国民健康保険の運営主体が市町村から県一本化という形で、議会も、そして市町村会もずっとずっと国に対してこれを求めてきました。厚生労働省でやる法律の改正に伴いまして、今そのような形になっていますけれども、山形県で実は納付金の確定するのが多分12月ごろになるのではないかと想定であります。そうしますと、町としてはもう予算を組む時期を過ぎているということが想定をされております。

ただ、県は、一律に全部同じ額をそれぞれの町村に賦課しますということはどうもやらないというような話が伝わってきております。今までの市町村の決め方、それに基づいてそれぞれで地域の実情に合って決めてくださいよというような、どうもどこまでが主体的に市町村が加われるのかという点については、納付金は求められるけれども、ではその決定については全く関与できない。そして、もう一つがその負担金と料金がどれだけ山形県で違ってくるのかということについても、今国保についてもかつては山形方式のように2方式で集めるという形を言っていましたけれども、どうももとのそれぞれの町村ごとに検討していいのだということになりそうであります。今市長会でも、町村会でもどうも県の対応が遅過ぎるという形の意見がいっぱい出ておまして、町村会で夏にやっぱり山形県の幹部職員と、特にこの国保について私が提案を申し上げました、総務委員会では、その勉強会させていただきましょうということを想定しております。特に私が心配しているのは、どこまでが町の責任でその職員の体制も組めばいいのか、これらがまだ示されていないということは、確かに出納室から19億円何がしのお金が出るのは、平成30年の6月以降は全く国保のお金は出ていかないということになりますけれども、30年の4月と5月末までは前年度分の支払いをしなければならないと。だけれども、それ以降町はその金額に関するタッチは多分やらなくてもいいのだろうと思っています。

ただ、医療機関によるレセプトの確認作業等の委託を町としてやっている分について、どのような形でどう請求来るかということ自体が示されていないものですから、これら等示されたら議会にも全協等を通して説明を申し上げたいと思っています。何せ山形県、余り急がないでいいのは、新年度始まってから2カ月後に初めて6月からその国保の支払いが生じる。それに対応すればいいということで、その現場の自治体、実際国保の運営を県はやったことないものですから、それら等に予算は3月議会で議決するとか、国保の条例は12月議会で議決するとかという、非常に松永委員もおっしゃいましたけれども、私自身、それから県内の首長全部が何でこんな遅いのだということを今県に対しては申し上げている現状ということをご理解お願いしたいと思います。

遊佐町としては、町民負担が増大しないように最善の努力をしていきたい。そして、これまでの負担率でいきましても、庄内地方においては三川町と遊佐町が一番少ない所得割、それから平均所得割、資産割もかなり低いほうです。酒田市さんとか鶴岡市さん、庄内町さんから比べればかなりの低い額で負担率決めておりますので、それら等が高騰しないように全力を挙げて向かっていきたい、このように思っています。

以上です。

委員長（菅原和幸君） これですべて、松永裕美委員の質疑は終了いたします。

4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） 委員長のほうに午後からの質問にさせていただけないかというような要望はしておいたわけですが、今の時間帯の質問者がいないようですので、私若干今回の平成28年度8号補正、平成29年度1号補正、2号補正について質問させていただきます。教育課のほうに集中するような形になるかと思っておりますけれども、ご了承ください。

2号補正の6ページ、款県支出金、項県補助金、目教育費県補助金、節教育総務費、説明として新聞を活用した教育活動支援事業補助金、1学級1新聞の事業であるかと思っております。これは、県の負担が2分の1であります。歳出においても、9ページのほうに小学校の分、中学校の分と計上されております。小学校のほうは25万8,000円、中学校のほうは36万6,000円となっております。この事業というのは、地方総合戦略事業の一環として地域愛を醸成し、そして新聞を読むことによって学力を向上させる事業として取り組まれている事業であると思っております。山形県のこの取り組みが都道府県の中では一番初めに取り組まれている事業であると聞いております。先日の新聞でも、南陽市でも今議会で補正計上されたという報道がございました。県は2,794万円の予算を組み、4月からこの1学級1新聞というのに取り組んでいる自治体が30市町村導入しております。長井市の場合は、1月から導入しております。遊佐町においては、この新聞を利用した取り組みというのは、今までは町内にある新聞取扱店2社によって各学校に無料で配布されてきたという、あの貴重な取り組み、ありがたい取り組みというのがなされてくることによって、子供たちが新聞を見る、閲覧するという機会というのは、今この取り組み以前にしっかりと取り組まれてきた事業であるかと思っております。

そこで、伺いたいと思います。今回のこの1学級1新聞という取り組みによって、今まで新聞取扱店2店のご厚意というのがこれからも続くものなのか。それとも、これが導入されることによって、そのご厚意というのが今回で7月から中断するものであるのかお聞かせ願いたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

先ほど1番委員のほうにも教育長が答弁をしておりましたけれども、町内の場合は、ほかの市町村がどうか分かりませんが、委員のお話にあったとおり以前から新聞屋さんのご厚意によりまして、幾ばくかの教材資料としてまず無償提供いただいていた経過がございますが、今の補助対象事業については、1学級1新聞ということになってございまして、先ほども申し上げました小学校5年生、6年生、それから中学校の1年生から3年生までということで、これまでもご厚意によっては1学級でもう少し1新聞だけではなくて、3つも4つも例えば提供いただいているところもございましたので、それについては今後もお願ひしていきたいと思っておりますし、今の補助対象事業については9カ月分が対象となつてございまして、7月1日からの分が対象ということになっております。ですから、4月からこれまで6月までの3カ月分については、それも各新聞店さんのほうに甘えるというような格好にはなるかと思っております。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） ぜひ今までのご厚意というのが続けていただけることができるとしたならば、続けていただきたいなと思うわけです。

なぜかという、これの1学級1新聞の進められ方というのは、どの新聞を1学級1新聞に導入するかというのは、いわゆる学校側にお聞きすると。そして、要望のあったその1新聞に関してこの予算、県と町が半分ずつ支出してこの事業を支えていく。そうすると、調べてみますと地方紙1新聞を要望しているケースが80%を超えているわけです。そうなってくると、地方愛を醸成するという部分においては、地方紙というのはありがたいことなのかもしれません。しかし、小学校、中学校の生徒の皆さんがいわゆる中央紙と言われるその新聞を見る機会がないような状況になったとしたならば、日本全体を俯瞰してその日本全体を新聞紙面から得るということは、できなくなる可能性がある。地方紙1紙が地方だけの報道にこだわっているというわけではないのだけれども、やはり中央紙を見ることによって、また俯瞰することができるということもありますので、ぜひこの1新聞に導入される新聞以外の新聞を今までのように新聞販売店さんの協力を得ながら、今の体制を維持していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 新しい流れが今年度の4月から出たわけですがけれども、やはりNIEの事業も含めて、特に大学の入試制度もいろいろ変わるとか、いろいろな学力についての議論が今沸いておりますので、やはり先ほど深い学びということを申し上げましたけれども、これは捉え方はいろいろあるのですけれども、これは新聞屋さんの、販売店のご厚意に甘えるということになるわけで、私たちがしてくれとは強くは言えないわけですが、購読、県の予算もいただきながら、議員の皆さんの理解も得て町でも予算を計上して、大事にしていこうという思いは先生方を通して子供たち、保護者にも伝わっていくのだと思います。

そして、今お話ありましたように地方紙、本県に米沢は米沢でありますけれども、庄内では2つあると。それぞれの個性という特性、同じニュースの扱い方でもああ、切り口が違うのだと、中学生になれば見えてくる生徒もいるでしょうし、まして全国紙となれば、地方紙と全国紙の違い。全国紙でもああ、こんなニュースの切り口があったとか、ああ、この新聞はこの記事は取り上げていないのだとか、いろいろなやっぱり気づき、発見があると思うのです。そういうのを子供たち、児童生徒自身が気づく場合もあるでしょうし、先生方がまさに深い学びを仕組んでいく段階でそういったものを活用するという方法もあると思います。ぜひ新聞販売店のご厚意を得られれば、これまでと同じように多面的な活用が図れるような余地を十分考慮してお願いしていきたいと思っています。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） やはり窓は、1つよりも多いほうが違ったものを見ることができるわけです。そして、同じ鳥海山を見ても、1階の窓から見た鳥海と2階の窓から見た鳥海というのは、目に入る景色が違って来るわけです。新聞においても、そういうふうなことが言えるのではないかと思います。掲載、見ることができる新聞がより多いほうがやっぱり子供たちにとっては幸せなのではないかと思っておりますので、これは強制のできない、お願いするしかないという次元の話ですが、ぜひ進めていただければありがたいなと思っております。

次移らせていただきます。10ページ、款教育費、項保健体育費、目学校保健費、節需用費、説明として消耗品費5万円が計上されております。これ調べてみると、学校プールの清掃薬剤が変更するのだと。E

M菌から薬剤トヨクロン、高度さらし粉だというふうな調査結果でありますけれども、この移行に当たった経緯、なぜEM菌から薬剤トヨクロンに変わったのか、そして変える必要があったのかお聞きしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

各小学校のプールにつきましては、これまでプール開きをする前の5月、6月ごろにEM菌というものを培養していただいて、それをプール開きする前にまず藻の発生を少し除去するような有機性のものでありますけれども、それを使ってある程度抑えて、それから清掃をしてプールを使わせているという状況もございました。EM菌の配布を4月に各小学校に行いまして、それを少量のものですから、養護教諭の先生や用務員さんが温度管理をしながら培養していたということで、非常に温度の低いところでは培養できないものですから、学校に置いておかないで各自家に持ち帰ってちょっと温かいところで培養したりとか、いろんな手間をこれまでかけてきたわけなのですけれども、当初予算の決まったことしの2月、3月ごろにその要望が養護教諭の先生の集まりの中で出てきまして、それで今回から、今年度からまずはEM菌をなくしてトヨクロンファインという高度さらし粉でありますけれども、それを使用したいということで今回の補正させていただきましたが、先ほど申し上げましたように毎年そのEM菌を使ってプール開きをする場合に、清掃する場合はそのトヨクロンファインなり通常の消毒する場合もその薬剤を使っておりましたので、それを引き続き最初から使うというふうに関今変えさせていただきたいと思っているところであります。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） これ自分そこら辺は専門家でないので、よくはわからないわけですが、やっぱりプール開きをする前にプール清掃は行いますよね。そうすると、プール全体が藻が繁殖して緑色っぽくなっている事例がよくある。1年間というか、プール納めした時点からプール開きやるまで水を張ったような状態で、そしてその水を張るというのは、防火用水の役目も果たすために水を張っているのかもしれないけれども、プール開き前の清掃の段階では緑色に藻が繁茂している状況が見受けられる。そして、このEM菌というのは有機質系の菌でありますので、藻の繁殖を抑えるというよりも、藻を食べてしまうというか、そういう菌なのではないかなと私は認識しております。

ところが、高度さらし粉という、藻の繁殖を抑える。もういわゆる藻が生えない状況にするというものののだと思います、このトヨクロンというのは。しかし、そういう意味では藻を抑えるという意味では有効であるのですけれども、これEM菌を利用して確かに手間暇がかかる。培養するのにも温度管理が大変だという、その弊害というものはあるのですけれども、EM菌の有機質的なものを使うのと、高度さらし粉という……高度さらし粉というものは毒害というか、いわゆる体に触れたからといってそんなに影響のあるものではないと思うのですけれども、薬剤トヨクロンを利用することによって、その水質を逆に全国で利用されている薬剤、高度さらし粉でありますので、人体に影響のあるような物質ではないと思うのですけれども、そういうふうな弊害というものはないのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

当然プールの水質基準というものが定められておりますので、人体には影響のない範囲でのトヨクロンファインという薬剤の使用を行っているということになります。

また、実はEM菌を使った場合の微生物試剤ということになりますと、それを大量に下水に流すということになりますので、下水の処理のときにいろんな負荷がかかったりとか、そういうことも考えられるということでもありますので、まずはそのためにもトヨクロンファインにかえていきたいということになってございます。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） このEM菌を増殖するためには、温度管理等で大変養護教諭の先生方もしくは用務員と言われる方々がやっぱり大事にその増殖に関しては手間暇かけてくれたのだなという感じはいたしております。それがこのトヨクロンを投入することによって、簡易にというか、利便性が高められるということはよろしいことなのだろうなと思っております。

次移らせていただきます。10ページ、款教育費、項保健体育費、目社会体育振興費、節として備品購入費、説明として事業用備品購入費109万9,000円ほど計上されております。この内容というのは、町民体育館内のトレーニング機器としてコードレスバイク、これは2台で71万6,400円、そしてアブドミナルボード、これが1台で23万4,900円、その2つの器具を設置する、購入するための送料、組み立て設置、消費税を含めて14万7,168円となっております。この器具というのは、以前からあって経年劣化したことによる更新によるものなのか、新規のものなのか、増設のものであるのか伺います。

また、体育館トレーニングルーム、トレーニングロード、トレーニングセンター内のトレーニングルームの利用状況を調べてみると、年々増加傾向にありますが、その要因をお伺いしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

今回補正に計上させていただいたのは、町民体育館内のトレーニングルームにございますコードレスバイク2台とアブドミナルボードというものでございますが、コードレスバイクの2台につきましては、今現在コードのあるやつとコードのないやつ、コードレスのやつと2台ございまして、コードのあるやつはもう使用できない状況になっております。コードレスのバイクも1台ございますが、それは心拍数とか表示になる液晶の部分が消えているという状況で、それも回転は、こぐことはできるのですけれども、表示がならないというような状況でありますので、その2台を更新させていただきたいということで、どちらもコードレスのほうにかえていきたいということで計上させていただいております。

あと、アブドミナルボードは、腹筋とかに使うような形の斜めに設置されているボードになりますので、そんなに高くないと思ったのですが、結構アブドミナルボードは23万円もしますもので、高価なものになってございますが、今後10年程度は使用可能と思っておりますので、今後のことを考えますと、これまでリース対応したいと考えまして、ことしの2月の補正の段階で一度計上させてもらったのですが、これをリース契約いたしますと、1年間で50万円かかるということを業者から言われたものですから、急遽購入のほうが安く上がるという、年数見ますと購入のほうが割安ということが判明しましたので、急遽補正対応させていただいているところでございます。

トレーニングルームを初めまして、トレセンのマシンのあるところの利用状況につきましては、年々委



員もわかっているかと思いますが、増加傾向にございまして、町体のトレーニングルームにつきましては、28年度が年間3,000人ほど利用されておりますし、27年も3,000人を超えております。そういう状況で、25年の2,300人に比べますとどんどんふえているという状況もございまして、なぜふえているかということになりますと、以前健康福祉課にもおりましたので、あれですが、どうしても健康志向が強くなっているのは事実でございまして、トレーニングマシンを高齢者の方が使うとちょっと負荷がかかり過ぎて危険な状況にもなるかと思いますが、そういう方のためには健康福祉課で行っている事業がそれぞれはつつ貯筋講座でありますとか、軽目の体操がございまして、いきいき百歳体操も含めて。そういった志向も強くなってございまして、若い世代についても、私の知り合いでは30代で体を鍛え直そうという方も、始めている方もいらっしゃいますので、そういう方々がふえているという状況ではないかと思っております。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） スポーツ教室的な遊' s、あれは有料ではあるのですけれども、昨年度から開設されたのではないかなと思っております。そういうふうな効果も、やっぱりこの利用者増につながっているのではないかなと思っておりました。

今教育課長のほうから福祉という面という、はつつ体操とか百歳体操とか、さまざま福祉という形で行われているわけです。これも、福祉予算で10集落ほどパイプ椅子を購入するようになったという予算がありましたので、そこには所管ですので、入っていけないのですけれども、やはり高齢者の筋力アップのためにさまざまな施策を展開している。しかし、その前段階、いわゆる青年とか壮年と言われる方々の筋力アップ、体力アップというのは、やはり浸透させなければいけないのだと思います。そういう、そこがやはり生きていく上での基本かなと。健やかに暮らすための基本ではないかなと思っております。これからやっぱり器具なども新しいものにかえながら、その青年層、壮年層の体力アップや筋力アップをどのように力を入れて展開していこうとしているのか、ざくっと所見を伺いたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 今健康福祉課長と教育課長と混同されましたけれども、大変いいことだと私思うのです。というのは、今スポーツ推進計画、8次振興計画から来て教育振興基本計画、そしてスポーツ推進計画も策定しておりますが、決して競技スポーツだけでなく健康、レクも含めてという流れで捉えておりますので、そこで今ご意見ありましたように、こっちは健康福祉だ、こっちは教育委員会だ、そういう縦割りではなくて、その辺は米印ついていいので、連携してお互いのいいところをつなぎ合わせて、ではもっとこういう手だてもあったほうがいいのではないかと、予算の使い道もそうだと思います。含めて教育全般は他課とも全庁的な、あるいはほかの産業課等でもそういう何か案があるのかもわかりません。そういうことで連携して、しかもちっちゃい子供たちから高齢者までという、そして若い年代層が案外手薄かったりするわけで、その辺をきちんと計画の中に位置づけていきましょうということで確認しておりますので、今いただいたご意見も参考にさせていただきたいと思っております。

もう一つは、あといろいろ苦勞しながらリースから購入とかありましたけれども、スペースの問題もあって、一気にふやすこともできないのですが、スポーツ文化クラブ遊' sの誕生もありますので、ぜひ今ご意見を追い風と思ひまして、また決して値段が高い、いいという意味だけでなく、ああ、こういう機

能の道具も使えるのかとなれば、利用者はもっともっと利用したいという方はいらっしゃるのだと思います。案外多機能の施設のある酒田のほうに流れている可能性もあります。それはそれで構わないわけですが、その辺もご意見を受けとめまして、検討させていただきたいと、そんなふうに思います。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） そうなのです。いわゆる子供に関するその健康教育というのは健康福祉課で、そして高齢者になってから、お年寄りの方々の筋力、体力アップというのは健康福祉である。この中の部分です。一番大事ないわゆる中の部分、両端が大事でないとは言いません。いわゆるその生産人口というか、就業に携わるところの世代がやっぱり健康であるということが何よりなのだと思うのです。その方々というのは、どちらかという健康志向の高い人だと酒田あたりのスポーツクラブに年会費幾らと払って行っているわけです、健康志向の高い人が。そういう方々を、遊佐でもこういうのがあるのだ。プールはないけれども、温水プールはないけれども、こういうふうなことがちゃんと指導員がついてやってくれるのだよということをもう少しやっぱりアピールして、この中間世代のいわゆる健康と体力と筋力アップのためにご尽力いただきたいなと思っております。

次移らせていただきます。またもや教育課です。10ページ、教育費、項社会教育費、目文化財保護費、節委託料として、説明の部分では編集室移転委託料、この中に町史編さん室委託料として33万7,000円、ハッチョウトンボ生息調査委託料として20万5,000円計上されております。まずは、私はハッチョウトンボの生息調査委託料20万5,000円についてのほうからお尋ねいたします。本事業がなぜ今取り組まれなければいけないのか。また、調査委託先はどのような機関、団体であるのか。そして、調査エリアは特定のエリアであるのか。全町をエリア対象としているのかお伺いいたします。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

今回計上いたしましたハッチョウトンボの生息地調査に係る委託料でございますが、実は蚕桑地区の河川、月光川沿いに太陽光発電を生協のほうで建設するというので今工事行っているわけでありまして、昨年だったと聞いておりますけれども、その一画にハッチョウトンボが生息しているということが判明いたしまして、今年度に入ってからハッチョウトンボ保護の会の皆さんと一緒にその実態を調査、どのようになっているか蚕桑のほうに調査をしましたところ、昨年2カ所にいたと言われておりましたが、今回1カ所が乾燥してだめになっておりましたので、そのもう一カ所で生息が確認できましたので、これは何とか残していかなければいけないということで、太陽光発電の建設場所の一画に沼のあるところがございまして、その近くにたまたま水が出てきているところがございまして、そこを整備すればハッチョウトンボを生息させることができるのではないかとということが判明いたしましたので、その辺の工事については生協さんが厚意的にやっていただきまして、そこを担当している業者さんがバックホー使って整備をして、周りの木々を伐採して日の当たる湿原状態にさせていただくということになっておりましたので、今すぐすむ状態ではございませんけれども、徐々にそういった生息環境にはなるかと思っておりますので、しばらくしましたらそこに、今工事にかかる場所から移動してすまわせたいなということを考えております。

結局蚕桑のほうでそういったことが判明しましたし、ある吹浦地区のほうでもハッチョウトンボがいるというような情報もございましたので、これを契機に町内全体に再度実態調査を行いまして、どの箇所に

ハッチョウトンボが生息しているのが、今の状況を再度確認したいということでハッチョウトンボ保護の会のほうに委託をして調査をしたいと思ひまして、こうして計上させていただいたところであります。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） きっかけは、いわゆる蚕桑に建設されるその太陽光発電の敷地内にそういう生息域があるためだ。そして、全町的にそのハッチョウトンボの生息している可能性のあるところを調査していきたいという話ですけれども、この調査結果出るのだと思ひます。今年度中には出るのではないかなと思ひますけれども、その調査結果というのは公開されるのでしょうか、公開しないのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

実際今回補正が通ればすぐにも調査は行いたいところでございますので、結果がわかり次第何らかの方法を使いまして、ハッチョウトンボがこういうところにも生息していたということは情報として提供していきたいと思ひます。ただむやみに公表しましても、そこにハッチョウトンボを捕まえに行く人が出るとも限りませんので、その辺はちょっと文化係の中で保護の会の皆様方と協議をしながら慎重に対応してまいりたいと思ひます。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） 生息している場所が今の藤井のハッチョウトンボ生息地以外にあるだろう。蚕桑では確認された。そして、それを全町的にあそこにもいたのを見たときがあったとか、そういう情報を得ながら調査したときに、いわゆる藤井だけでなく蚕桑にもいた。吹浦のどどこにもいたというふうな形になると、今のハッチョウトンボの藤井に関しても民有地であって、そして勝手に中に入れない状況になっている。公開というよりは保全、保護を目的とした取り組みがなされている。そうすると、あっちこちに生息地があったというような調査結果が出たとすると、やはりあっちこちでこの保全、保護に向けた活動をせねばならぬのではないか。そして、安易に公開すると、場所を特定できるような形の公開のされ方をされると、今課長が申したとおり、ああ、めんごごと、とり行くかということになりかねない。非常にかわいいトンボですので、そういうふうな行動に出られないためにも、調査して公開するのは当然と言ひながら、特定の場所がわかるような公開のされ方をすると、やはりこれは大変なことになるのではないかなと思ひますけれども、いかがなのでしょう。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

委員のおっしゃるとおりだと思ひますので、先ほども申し上げましたように、その件については慎重に対応していきたいと思ひております。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） 教育課のほうにもう一点あるのですけれども、まずここでお口直しに地域生活課のほうにお尋ねしたいと思ひます。また戻ってきますので、よろしく願ひいたします。

これは、2号補正の9ページ、款は土木費、項が住宅費、そして住宅管理費です。そして、需用費、消耗品として消火器21基が配置される補正予算が計上されておりますけれども、遊佐町には遊佐町が管理するというか、貸し出している町営住宅というのは町営団地、そして下夕ノ川の町営住宅、そして菅里のほ

うにある町営住宅あるわけですが、これ21基の配置別数をお聞かせ願いたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えをいたします。

消火器の設置に要する費用ということで、今回8万円ほど増額要求させていただいておりますが、消火器につきましては集合住宅、そういったものについては消防法によりまして、その管理者が設置をする義務があるという形になっております。そういった形で、今まで遊佐団地については建設当時から設置をさせていただいております。そして、また遊佐第2団地と言われる田子にある6戸の一戸建て住宅、そこについても建設当時から、消防法では設置義務はないわけですが、設置をさせていただいております。残る菅里団地につきましては、これまで設置されてこなかったわけですが、今回住民といいますが、この施設を利用されている方の安全ということを考えまして、同等にその4戸に対しても今回新設をさせていただきたいということで、合わせて21基ということになりました。

もう一度言いますが、遊佐団地に12本、そして遊佐第2団地、戸建てですが、そこに5本。5本というのは、1戸につきましてはまだ設置から間もなかったものですから、更新時期に来ていないということから、今回は5本でして、菅里団地には17本の更新で4本が新設という形になります。

以上です。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） 消火器の賞味期限というか消費期限というか、あれというのは8年間だったと思うのです。そうすれば、8年間置いていると更新をするか、中の薬剤を交換しなければいけないということなのですが、町営団地と言われるところには、いわゆる貸し主である町が設置義務、これは消防法関連で設置義務がある。そして、戸建てに関しては、その貸し主が設置する義務はないのだけれども、今回設置する。菅里に関しては、今まで設置していなかったのだけれども、4戸に関して新設で設置する。

そうすると、ほかに消火器以外で町営団地または町営住宅に設置義務化されている備品というのは、ほかに消火器以外にあるのかお聞きしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

消防設備としましては、消火器以外といいますと火災警報器、これについては今全部法律の改正によりまして設置をしなければならなくなっております。平成16年の改正ですが、それ以降改正になってから町のほうとしましては、現在今先ほど言いましたこの町が管理している住宅に関しては、全て設置がされております。

また、ほかに考えられるものとしては、消火用のスプリンクラーあるわけですが、これにつきましては、11階以上の階数を持つ集合住宅、こういったものがその対象になるようになっていますが、町の場合はそういった施設がないということもありまして、今の段階では、現段階ではそういった設備はされていないという状況であります。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） そうすると、遊佐の町営団地と下タノ川の第2町営住宅に火災探知器ですか、義務づけられている。天井につける丸いやつです。それは、つけられていると思うのです。菅里の住宅にお

いても、何か住宅に入って町側でつけていただいているのですか。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 菅里団地におきましても、法改正のもとで設置をしております。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） ありがとうございます。

こちら辺は確認事項で、だから何言いたいということがないので、教育課のほうにまた戻らせていただきます、お口直しタイムでしたので。地域生活課長、申しわけございません。

それでは、図書館のほうに、先ほど予算の款項目については申しあげましたので、図書館の中にある町史編さん室移転委託料が計上されております。移転理由と移転先をお伺いいたします。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

この委託料54万2,000円の中には、町史編さん室の移転委託料として33万円ほど計上させていただいておりますけれども、図書館はご承知のとおり昨年度から指定管理をしているわけでございまして、そのときに町史編さん室が事務室と視聴覚室の間にございますが、そこも整理をして別の用途にしたいという予定でございました。ところが、移転先がちょっと見つからなかったものですから、今までそのままになっておったわけなのですけれども、旧の西遊佐小学校も考えられたのですけれども、ちょっとそちらにはセコムの警備が入ってございますので、常時土日もその編さん室使いますので、そのときに出入りしづらいということもございまして、なるべく町内というか、元町付近にそういうところがないかと模索をしております、生涯学習センターの3階のNPOで前使っていた部屋ということでございまして、そこが倉庫になっていたということで、そこを整理をしまして、そこであればすぐ近くですので、3階まで運ぶのはちょっと大変なのでありますけれども、そこに今現在図書館にございます編さん室の資料、結構あるのですが、それも運ばなければいけなくなったわけでありまして、編さん室の編さん委員の皆さんから、貴重な資料ですので、一つ一つ間違いないように同じ場所で運んでくれということで、我々が運ぶとどうなるかわからないということもございましたので、まずは業者さんに頼んでそれを運ぶことになったということで、今回計上させていただいております。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） 生涯学習センターの3階に移転するお考えだという答弁でありました。この移転は、指定管理者からやはりあの図書館という施設を有効活用するためにも、町史編さん室の移転を希望したい。移していただきたいという要望によってなされた事業なのだと思うのですけれども、その町史編さん室を生涯学習センターに移して、そしてそのあいたブースというか、あいたエリアをどのように利活用しようとしているのか。これは、指定管理者の考えなのだと思うのですけれども、この図書館の指定管理制度が取り沙汰されたときに、やはりあそこに図書館に町の正職員を置くのよりは、アウトソーシングして、そして職員を本庁舎に町の業務に携われるように戻すことによる町の財政の健全化と職員のパイの確保というのがまず第1点あったのだと思います。そして、指定管理をすることによって、休館日を半分ぐらいは減らせるのではないかという提案もなされたと思います。そして、開館時間の改善です。早めたり遅めたりということが指定管理をすることによってできるのだろうという話がございました。そして、そ

の中、それプラス指定管理をすることによって飲食をできる環境が図書館内にできるのではないかというふうな提案もあったはずですが。この町史編さん室を生涯学習センターに移転することによって、そのあいたブースで飲食のブースというのを設けるというふうな検討はなされているのでしょうかいないのでしょうか、それを確認させていただきたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

確かに昨年指定管理に移行するとき、図書館を利用される方がお昼になるといなくなるというお話とか、その昼食とれるスペースがないが、つくったほういいのではないかというお話があったとは聞いてございますので、それも一つのやり方ではないかと思いますが、特に編さん室の中も床についてはじゅうたん仕様になっているということもありまして、飲食に本当に適しているのかということ。そこで昼食をとった場合にそのにおいが館内に広がるとか、いろいろ考えられますので、今後町のほうの教育課と図書館の運営する母体で調整会議毎年、年に何回か開催をしてるという状況もございましたので、その中でこの利用方法については検討協議していきたいと思っていますところでありまして。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） ここで確認させていただきたいのですけれども、図書館を指定管理されている団体から今回の町史編さん室を移転した上で有効活用していきたい。だから、移転していただけないかという話が出たのだと思うのです。そうすると、その有効活用という点で、そのブースというのは飲食ブースとして指定管理側が考えているのか、検討しているのか、再度その指定管理者側ではどのようなお考えで今のような移転の事業化になったのか、その点を改めて確認させていただきます。いかな話なのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

当時は、どのような協議になったかは私は把握してございませんでしたが、先日たまたま図書館長とお会いすることもありまして、そういう話をお伺いしたところ、その飲食の話も当時からあったということと、あとは隣の視聴覚室と一体にして何か違うスペース、もっと大きなスペースとして活用できないかということで考えているというような話はお聞きしたところでありまして。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） この話をけさも教育課のほうに行って、ああ、そうか、飲食ブースというふうな考え方もあるか。私としては、もくもくルームを設置していただけないかなと思ったのですけれども、そうしたらすぐ却下されました。

図書館という施設の性質上、やはり読書する部分と飲食ブースというのは、ある程度連動していないほうがいいと思います。そして、飲食ブースでは本の持ち込みを禁止して、お弁当を食べるなり、おにぎりを食べるなり、パンを食べるなり、何かを飲むだけのそのブースであるべきだと思います。実施に向けては、下が床じゅうたんだということもあって、さまざま改良しなければいけない部分もあるかと思いますが、調整会議においてそのブースの有効活用がなされることを私としてはご期待申し上げまして、補正に関する質問は終了させていただきます。

委員長（菅原和幸君） これで4番、筒井義昭委員の質疑は終了いたします。

先ほど1番、齋藤武委員の質疑について答弁漏れがあったとのことで発言を求められておりますので、産業課長、答弁願います。

産業課長（佐藤廉造君） お答えさせていただきます。

先ほど遊佐町全体でのパイプハウスの棟数についてのご質問をいただきましたけれども、やっぱり棟数については集計しているデータがないということでございまして、施設園芸に利用したハウスの面積で集計をしているということでございました。その面積でございまして、23.52ヘクタールという数値が出ております。

ただし、この中には利用していないハウスの面積は含んでいないということで、そういった詳細の部分については、利用していない部分についてはちょっと不明ということになってございます。

以上です。

委員長（菅原和幸君） 引き続き質疑を行います。

7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） それでは、よろしく願いいたします。

一般会計補正予算の6ページに、歳入でふるさと納税寄附金、当初1億5,000万円だったと思いますが、2億円の寄附金の増額を見込んでおります。それに対して、やはり寄附金返礼品として1億1,746万円なり計上されております。総務省からのいわゆる高額な返礼品はということも加味されてこの補正なのかどうかも含めて、内容についてご説明願います。

委員長（菅原和幸君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

今回歳入として、ふるさと納税寄附金ということで2億円の補正でございまして。当初予算が1億5,000万円の歳入でございまして、合わせて3億5,000万円の歳入になるという想定で補正でございまして。今現在6月11日現在でございましてけれども、寄附件数が8,042件で、寄附金額が8,238万8,000円ほど、きのう現在で8,650万円ぐらいの寄附をいただいております。もうじき1億円という段階でございまして、そういったことを勘案しまして、今回補正をお願いしたという状況でございまして。

委員長（菅原和幸君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） 返礼品のほうも質問したつもりでしたけれども、加えて総務省がいわゆる高額な返礼品は控えるようにという通達を出して、それも新聞報道されました。それに対応してのいわゆるふるさと納税の動きというのはどういふものですか。

委員長（菅原和幸君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

大変失礼いたしました。ふるさとづくり寄附金の返礼品ということで、あわせて今回歳出のほうで1億1,746万6,000円という報償費を補正させていただいております。今回その返礼品の考え方につきましては、基本的には総務省の指導が入っているわけでございましてけれども、事業者との調整等年間を通しての打ち合わせ等々がありますので、今年度については、引き続き従前どおり行わせていただきたい。改正につきましては、平成30年度からということで、総務省の指導に従ってやっていきたいという方向で考えている

ところであります。

今回補正をお願いした報償費の中には、当然お米の部分も含まれております。お米につきましては、3億5,000万円に対しての内訳でございますけれども、2億円ほどはお米をお返ししたいと。残りの1億5,000万円については、通常の割合の返礼品というような想定をしての返礼品割合でのお願いでございます。

委員長（菅原和幸君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） 今ざっくりと米に2億円、2億円に対する米がどのぐらいなのかというのは、ちょっと頭の中で計算できないわけですが、その75%というふうに考えてよろしいのですか。

委員長（菅原和幸君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） それでは、もう少し詳しくお答えをしたいと思います。

お米の部分につきましては、返礼割合が76%のもの、これにつきましては1億2,000万円ほどを想定しております。それに対する返礼品の額というのが9,072万円、あとお米が68%のもの、これにつきましては9,000万円を予定しております、その返礼品の額が6,047万1,000円という想定をしての今回のお願いでございます。

委員長（菅原和幸君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） お米に関しては、遊佐の特裁米というふうな縛りがあったように思っておりましたけれども、何か数量の頭が決まっていたように思うのですが、その辺は確保できたのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

その調達の部分につきましては、現在JAさんのほうと調整をさせていただいております。以前よりJAと協議しておりました76%の部分につきましては、上限が月1,000という想定でございますので、12カ月分で1億2,000万円と。あと68%の部分につきましても、上限七百幾らという上限が決まっておりますので、その上限最大を見込んでの補正のお願いということでございます。

委員長（菅原和幸君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） 了解をいたしました。

それで、一番企画費の下のほうに積立金としてふるさと基金積立金が計上されております。今2,000万円積み立てて、総額どのぐらいになりますか。

委員長（菅原和幸君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えをいたします。

当初予算で1億円を積み立てておりました。今回の2,000万円を増額して、現段階で総額1億2,000万円でございます。

委員長（菅原和幸君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） 了解をいたしました。

それでは、ちょっと項目変わります。同じ企画費になるわけですが、15節工事請負費343万円が計上されております。その内容についてご説明願いたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 堀企画課長。



企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

工事請負費343万円の工事請負費の補正でございます。これにつきましては、民間活力賃貸住宅建設促進事業に基づきまして、旧遊佐交通跡地の町有地につきまして、今アパートの建設ということで募集をかけているところでございます。5月15日のお知らせ号で募集をいたしまして、6月15日まで登録の申し込みというところでやっているわけでありまして、現在1人の方から手を挙げていただいております。その関連した補正ということで、内容につきましてはあそこの土地の立ち木の伐採工事、これが83万円、あと地盤改良工事、これが140万円、あと上下水道の引き込み工事ということで120万円ほど見込んだ合計金額という内容になってございます。

委員長（菅原和幸君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） 了解しました。

あそこやっぱり鳥海山も見えるし、何となく住みたくなるような地点だと思うので、そういう新しい業者もあるのかと思います。一応これは、その話は置いておいて、一番そのページの下に児童福祉費、工事請負費の中に施設整備工事費900万円計上になっております。これは、たしか吹浦保育園の駐車場という話もございました。以前の話であれば、吹浦の公園にも駐車場等々造成されたと思ったのですけれども、その辺あわせてこの工事の内容についてご説明願えればありがたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをいたします。

この900万円の補正のお願いにつきましては、吹浦保育園の専用の駐車場の整備ということでございます。面積で約720平米、23台ほどの駐車場を予定をしております。

委員長（菅原和幸君） 7番、阿部満吉委員の質疑の途中ですが、質問を保留し、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時54分）

休

憩

委員長（菅原和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時）

委員長（菅原和幸君） 7番、阿部満吉委員の質問を保留しておりましたが、引き続き質問をお願いします。

7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） 午前中の最後に吹浦保育園、いわゆる23台分の駐車場ということでございました。余りにもざっくりでしたが、900万円の内容について土地の取得費であるとか、あといわゆる設計もその辺も入っているかと、実施設計の料金も入っているかと思っております。その辺詳しくお願いしたいのと、まだ工事には入っていないようではございますけれども、吹浦の児童公園隣接しているわけではございますけれども、先ほどの答弁によれば、吹浦保育園専用駐車場というような答弁でございました。そういうのも含めまして、きっと23台分だけでなく、いろんな保育園の行事があればもっと車も集まることになろうかと思っておりますので、いわゆ

る児童公園の駐車場も恐らくそれを利用することになるし、ひょっとしたら児童公園使われる方が保育園の駐車場を利用してという考え方もあるかと思しますので、その辺のところの答弁もお願いしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをいたします。

900万円の内訳でございますけれども、駐車場整備工事のみというふうになっております。用地の取得については、平成28年度に予算を確保いたしまして、繰り越しをしていただいて今年度に入って全て支払い等手続を終わったというふうなことでございます。駐車場のいわゆる路盤造成、それから物置の撤去、井戸の埋め戻し、あと外周のフェンス設置、こういったものが工事費の内容になってございます。

それから、駐車場のいわゆる利用の形ですけれども、言ってみればその平日、月曜日から土曜日までの日常的には吹浦保育園に来園する方のための駐車場というふうに考えてございます。休み等休日については利用はないわけですから、そこは児童公園にいらした方が使っても構わないというふうな認識でございますが、一応吹浦保育園駐車場というふうな看板も設置をするというふうなことで考えてございます。

委員長（菅原和幸君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） もう一つ、いわゆる吹浦児童公園のほうの駐車場というのは確保されているのが、それも今質問したつもりだったのです。

（何事か声あり）

7番（阿部満吉君） その今の答弁の中で、井戸といわゆる小屋の撤去というお話がございました。いわゆる土地を購入した場合、それは差し引かれて購入代金として支払われていたのか、その辺だけ再度確認したいと思えます。

委員長（菅原和幸君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをいたします。

井戸の撤去、それから小屋の撤去につきましては、町のほうで実施をするというふうにさせていただいておりますので、その分も見込での土地の取得費をお支払いをしているということでございます。

委員長（菅原和幸君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） 了解をいたしました。

いわゆる23台分の駐車場です。先ほどの遊佐保育園側のほうの話に少し戻りたいと思うのですけれども、前の議会、前回ではないか、前々回なのか、いわゆる夏の、前回の中で1番議員のほうにいわゆるあそこ、今前の遊佐交通跡地のアパートを建てる時に、遊佐保育園の保護者が駐車場として利用していたというようなことがございまして、それを全部もう使えなくなるということになると、遊佐保育園駐車場スペース的に狭くなって大変なのではないか。確かにゆうすいの間にある町道になるわけですけれども、町道の路駐という考え方もあるわけですけれども、その辺のことも考えますと、ちょっと狭いのかなということもありますので、その辺遊佐保育園のその駐車場確保という意味で、今のいわゆる遊佐交通跡地のその場所の設定の仕方というのはどうであったのか。保育園側からの考え方として、大体あそこ今現在のぐらい台数とめられるのか、その辺も含めてお願いしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをいたします。

現在アパートが1棟建ちまして、今後また建つというふうな想定のもとに、アパートとゆうすいの間の空き地を保育園の駐車場として使用するというふうな考えでございます。造成はしてございませんので、正確な台数はわかりませんが、30台以上余裕でとめられるというふうな認識でございます。

一方で、保護者が多数来場あるいは来賓も含めて来場というような大きな事業がある場合には、これまでもゆうすいの駐車場、それから遊佐高校の敷地、こういったところもお借りをしてきたということでございます。これにつきましては、遊佐高校あるいはゆうすいで大きなイベントがあるときには、遊佐保育園側も今までも使ってきたということで、この3つの施設でお互いさまというふうな認識のもとにお借りをしたり、お貸しをしたりというふうなことをしてきてございます。今後についても、保育園としてはそういった体制でやっていきたいと思っておりますので、今後も大きな事業がある場合には遊佐高校、ゆうすいにも駐車場の拝借をお願いをしていくというふうなことで考えてございます。

委員長（菅原和幸君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） 先ほどの企画課長の話しによれば、いわゆる立ち木の伐採も行われるということでした。やっぱり環境美化の面からいけば、ある程度のいわゆる境界的な生け垣みたいなものは必要になってくるかと思っておりますし、子供たちのいわゆる安全面を考えたそういう環境の整備というのにも必要になるかと思っておりますので、それを含めた整備をお願いしたいと思っております。

以上で私の質問を終わりますので、もしお答えがあればお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをいたします。

そのアパートとゆうすいの間の空き地、町有地につきましては、企画課で整備をするのか、健康福祉課で整備をするのか、そういったところの細かい協議はまだこれからというふうなことでございますので、そういった協議も含めて整備内容を検討してまいりたいと思っております。

委員長（菅原和幸君） これで7番、阿部満吉委員の質疑は終了いたします。

10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 8ページの農地費で工事請負費の200万円出ております。これは、2つの工事だと概略の説明でお聞きしましたが、200万円のうちでそれぞれ2つの内訳聞きたいと思っております。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

今回の200万円の内訳でございますけれども、1つは榎坂地内ののり面の補修工にかかわるものでございます。これにつきましては、この予算が150万円という内訳になっております。それからもう一つは、上大内地内の農道の湧水処理に伴う農道補修工事という予定になってございます。

榎坂地内のほうは場所が水上沢養豚団地から月光川ダムに上がる道路がありますけれども、そのダムのほうに向かって右手の圃場がありますけれども、その圃場が終わりまして、急傾斜になって緩地となって落ちるところの部分であります。水路が入った部分が崩れるということで、その土どめ工ということで木柵工で土どめをして、のり面の復旧成形工事を図るという内容でございます。

上大内のほうは、農道のほうの路肩のほうから湧水が出るということで、路肩の崩落ですとか、また民

地の畑のほうに湧水が出てくるというようなことがございまして、そういった集水管を入れて排水を逃がすというような工事内容でございます。こちらのほうが50万円ということでございます。

委員長（菅原和幸君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 棲坂の田んぼののり面の補修だということで150万円、わかりました。

これは、丸々150万円個人負担なしで、そして補助金等ほかの会計のほうからはなくて、この150万円だけで行われるものでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

今回の崩落した箇所というのが町で設置した排水路が入っている町の土地でございました。そのところに、連担して個人の田んぼのほうがあるということで、その田んぼのほうに、このままにしておけば田んぼのほうに、畦畔のほうが崩れるというような状況でありましたので、その前に町で設置した部分ののり面を復旧させるという工事でございます、町単での工事予算の内訳になっております。

委員長（菅原和幸君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） わかりました。

先日その圃場の近くのほうに熊野川が流れていて、それから用水として取られている圃場もあるようです。先日の養豚のふん尿の混入した問題があったように聞いておりますが、産業課長のほうにもそれのことで相談に行ったと思いますが、産業課長のほうにはどのように対処されたか聞きたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えします。

私のほうに最近ふん尿のことでのお話というのがちょっと伺っていないという状況でございます。

委員長（菅原和幸君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） そうしたら、産業課長のほうではないとしたら、地域生活課長のほうに、川のことですから行ったと思います。たしか今までにないほど濁ったという写真ももう役場のほうには提出していると。そしてまた、サンプルとしてその水も届けたということでした。それで、役場のほうでもそれを水質調査をしたと聞いておりますので、産業課のほうには行っていないとすれば、地域生活課長のほうから経過とその水質の分析の結果、それをちょっと教えていただきたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 熊野川に流れ込む鳥海高原ファームからの排水の問題、これにつきましては、地域の皆さんから参加をいただいている会議がありまして、年1回そこでその環境保全も含めた形の会議を例年開催をさせていただいて、業者さんからも入ってもらって協議をさせていただいております。そういった未然防止、それからそういった被害等の軽減、悪臭防止、そういったことについて検討しながらできることをお互いにやっていくという形で進めていますけれども、あいにく今回今委員おっしゃられたような形で5月ですが、水質悪化が見られたということで地元のほうから連絡を受けました。その連絡を受けまして、急遽地元の皆さんとの協議を行いました。そして、何か大きな、そこで水質の問題も協議されましたけれども、会社側との連絡がとりづらいうというお話をそのとき伺いまして、これにつきましては、これまでの連絡会議やりながらそういった協議する場があって、そこで出している資料の中に電話連

絡等が細かにできるように書いてありましたので、そこを利用してくださいというお話をしたところ、役員さんもかわっている関係もあって、その辺が周知されていなかったようですけれども、土日でもいつでもご連絡とれる体制があるということの確認はさせていただいたという状況でございます。

そして、水質の関係でございますけれども、一応その地元からいただいたサンプル、川の流れはやはり水の流れはしょちゆう変わるものですから、一番状況が悪かったところを地元で確認をして、そこを水をとってきたということでしたので、そのサンプルを水質調査のほうにかけました。その結果については、今手元にございませんで、後でご報告させていただきますけれども、確かに水質としては窒素分が多い状態で、臭気についても熊野川から分岐して農場のほうに向かっている本川ではなくて、支流といいますが、沢といいますが、そちらのほうのやっぱり水がにおいも結構する。本川側の水については、濁ってはいてもおいはほとんどしなかったという、そういう点、たしかサンプルで2本くらい本川の分とその沢の分あったと思いましたが、そういう状況でしたので、早速それをいただいて、町のほうとしては検査をさせていただきますということで、緊急にその部分についてはサンプルとして検査をしております。結果最近出ましたので、それについては、地元のほうと本来は秋ころ毎年開いて、そのときに県の検査、町の検査、それから業者さんが行っている検査それぞれありますので、それら全部出し合って情報の交換をするのですけれども、今回の水質検査については、地元が持ってきたサンプルということもありましたので、結果を持って緊急に会議を開くかどうか今ちょっと調整をしているところです。必要があれば緊急にやりますという形で調整をして、会議を開くか開かないかを今地元と調整しているところでございます。

委員長（菅原和幸君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 今大まかには分析した結果、窒素分が確かに高かったと。ということは、ふん尿が確かに入っているという証拠ですよ。私もちょうどあそこに橋がかかっている、橋の下と上流のほうで水の色が全然違いました。目で見ても、確かに入っていることでした。雨も降っていない、晴天が続いているときでさえそういうことが起こりました。

課長が申したように、ことしからは牧場の方と携帯電話ですぐ何かあったら連絡つくようにというようなことを今つくったという話でございますので、少し一歩進んだのかなとは思いますが、実はこの会社は毎年専決にものっておりましてけれども、多額の寄附を町にしている会社でございます。そのぐらいの余裕があるのであれば、その沢のほうに流れないようにするという手だてというものを少しは考えてみるか、それとも毎年そのところのヘド口になっている部分を掃除するか、そのぐらいの一歩進んだ話し合いというのは業者とするべきではないのかなと思っておりますけれども、今までの話では、指導することはできないのだと、町では。町ではきちんとした指導はできないのだ。県なのだという話を聞いておりましたけれども、もう一回その辺そのぐらいの指導はできないかお願いしたいと思います。

そして、委員会の中でも申し上げたのですが、福祉のほうにということで積み立てされているその寄附金なのですが、それは果実型で、利息しかちょこちょこしか使わないような基金なのだということでございましたけれども、このぐらいのそのその地区の住民に大変な迷惑を時々かけているものですから、一方では慈善事業、それで一方では環境破壊というか、そういうそれをプラス・マイナスしてもらえような、これは地域生活課だけではなくて、産業課だけではなくて、役場全体にわたって考えていただければと思いますので、もっと今までよりは強く話を進めてもらいたいと思います。これからも、比山とかあ

るのですが、それまでにはもう一回か二回はそういう騒ぎがあったら大変だと思いますので、ことしはこれ1回にしてもらいたいと思いますので、役場のほうでの指導というのをよろしくお願ひしたいと思ひますので。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 町からの指導ということでございますけれども、町のほうから指導できるような諸協定といひますが、そういったものを結んでおりますので、それに基づいてこれまでも指導させていただいております。文書で指導したこともありました。それに対応して、会社側もそれに紳士的に対応はしていただいている部分もかなりある。特に委員のほうにも以前お話ししたと思ひますけれども、先ほど話もありましたけれども、汚れているその水の流れる場所、その部分のヘド口の排除をこちらから指導して、その分については実施してもらった経過もあります。

ただ、やっぱり年月たつとまたそこにそういったものが堆積をしていって、また同じようなこの繰り返しのしているという状況でございますので、引き続き状況を見ながら業者さんのほうには必要な指導はしていきたいというふうにかえます。

また、環境基準という言い方からいひますと、県のほうでそこについては抜き打ちで検査をしていますけれども、環境基準はあの場内から排出される排水の環境基準としてはクリアをしているという状況でございます。ただ、年数、日数たつ中で水量、気温、さまざまな周りの環境との絡みがあつて、どうしても汚れていく状況にはあるようですので、今言ひましたように、気づいたところからその辺の環境の整備についても指導していけるかなというふうにかえして我々としても考えております。

委員長（菅原和幸君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 県のほうでは、環境の基準をクリアしているというところなのです。ですから、町のほうで指導をお願ひしたいのは、具体的には私が言へば、そのヘド口になつた沢を年に1回清掃すると。それを撤去するというようなことをお願ひしたいわけなのです。遊佐町の集落でも、年1回春になれば川の掃除とか排水路の掃除とかやっているわけなのです、そんな感じで年1回それをやるということのある程度義務づけてもらえるような指導をしていただけないでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 年1回という形になるかどうかはちょっとわかりませんが、まずは今言つたような形で状況を当然毎月水質検査等を行っているわけなのです、また業者さんのほうからも排水、沢のほうの確認もその都度行っていただいておりますので、その状況を見ながら、必要なときにそういった対策を講じるようにこちらのほうから改めて指導していきたいなというふうにかえします。

委員長（菅原和幸君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） よろしくお願ひいたします。

杉沢の皆さんも、そのたびに大変な思ひをしているようでございますので、それが強いて言へば月光川に入つていって、月光川全体の水質にも影響があるのではないのか思ひておりますので、できるだけまずそこがそういうふうな対処をお願ひしたいと思ひます。

次、先ほど質問ありましたが、図書館からの編さん室の移転が学習センターのほうありました。私も、あの今までの編さん室時々入つて、ソファに座つてコーヒーとか飲むときあるのですが、あの部屋

で資料が山積みになっておりますよ。それで、コーヒー飲むような雰囲気ではないという状態でございます。それで、それがあの膨大な資料がこれから学習センターのほうに移すのだということでしたが、委員でなければやっぱりどれがどこに置けばいいかとかいうものはわからないのかなと思いますので、どのような方が整理して運ぶのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

一応当初は引っ越し業者とかも考えたのですが、非常に高額になるということもございまして、敷地内、図書館から生涯学習センターであれば、別に引っ越し業者でなくても構わないというような状況でございましたので、まずは整理されているものについては、編さん委員の方々が責任を持って場所を特定していただいて、それを業者の方は通常の建設業者の方でも人夫さんを雇えば引っ越しは可能ということでございましたので、まずは書類等の保管をがっちり、場所が正確にわかるようにして運ぶということにしておりますので、編さん委員の方が動いた後でも戸棚あけたらすぐその書類が何の書類かわかるようにそのまま移動するという形にはしていきたいと思っております。

委員長（菅原和幸君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） そうですの。

それで、町史の資料ですから、やっぱり本物の古文書がある場合もあるのかなと思うのですが、ほとんどがコピーしてとっておいているのかなと思うのですが、本物はどのぐらいの割合であるか、課長もしわかれば教えていただけませんか。本物であれば、貴重なものもかなりあると思うのです。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） 私は、本物があるかどうかということも、ちょっと今のところ把握していない状況です。

委員長（菅原和幸君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） わかりました。

ほとんどコピーだと思います。ただ、あそこの象潟の資料館でいえば、結構本物が展示されているのです。象潟に行ったときの説明してもらって見学した中では。遊佐町の中でも、そのような貴重なものもあれば、これから整理する段階であれば、どこかに展示して見せるというようなことも少しやってもらいたいなと思います。

例えば今それ古文書の会というのもありますよ。あれも、今まで図書館の一室で月1回ぐらいは研究会やってきたと思います。古文書の会も、それに若干町史編さんに携わっている方もいたようですので、やっぱりもし学習センターのほうに移って、図書館は指定管理の制度ですから、そのスペースを今度飲食とかそういうもう少し変わった用途に使うとなれば、その古文書の研究室というのあそこは使えなくなるのかなと思うので、それもやっぱりこの学習センターのほうにというふうになるのかなと思うのですが、そっちのほうも連動しているのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

町史編さん委員の方と古文書会の方が重複してなさっているかは、ちょっと私も把握しておりませんで

したけれども、まずは町史編さん室そのものを生涯学習センターのほうに移転をするわけでありますので、そちらのほうで資料の保管と編さん業務はやっていただくという形にはなります。

委員長（菅原和幸君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） まだその辺は定かでないということですよ。

ただ、使い方がその部屋をある程度限られたものに使えば、今までやっていたものは古文書とその編さんはもうそこではできないというふうになるのではないのかなと思います。ですので、また古文書の会で大体その資料を基づいてこっちのほうに提供していると思いますので、セットで学習センターのほうでうまくこれからも運営できるように、研究できるように取り計らっていただければありがたいかなと思って質問したところです。

委員長（菅原和幸君） 答弁必要ですか。

10番（土門治明君） 答弁なければいいです。

これ、では次にもう一つだけ、先ほどもトレーニングルームの購入機器の説明いただきました。先ほどちょっと利用人数がふえていると。3,000人超えているというお話でしたが、利用者が1日利用して、同じ人が1週間に3回、4回と行くのと、掛けるで3,000人だと思うのです、同じ人で。ですから、何人いるかということとは違うのです、あれ。ですから、実際トレーニングルーム利用しているのは何人かということです。何回利用してもいいのです。ただ、会員数です。先ほどのほうは年間のやつだったから、ちょっとそこのところ聞きたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

確かに先ほど回答したのは、年間通した利用者数ですので、重複しておりますが、町民体育館のトレーニングルームについては、登録制になってございますので、その資料もありますが、ちなみに28年度の登録者については181名、27年は139名、26年度が134名ということで、年々ふえてきているという状況はなっております。中には、酒田市の方も十数人は含まれておるとい状況であります。

委員長（菅原和幸君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 今の説明で180人と大分ふえてきたということでわかりました。

それで、酒田の方も来ているということは、やっぱり年間2,000円の登録料ということで、民間のジムに行けば月5,000円以上はするものですから、無料みたいなものだ。登録のカードつくるような料金ぐらいしかかかっていないのだということで、やっぱり人気がだんだん広まってきたのかなと思います。でも、なかなかあそこ自転車は2台、大分前から壊れていたと思います、乗る人いなかったから、あの2台には。壊れていたとは私も知りませんでした。今度このぐらいの高額なものが入るということで、また利用者がふえるのではないのかなと思います。そしてただ1つ、腹筋する台が高額な腹筋の台でしたが、今までは1台はあるのです。もう一台というのは、どこからもう一台の要請があったのでしょうか、今現在もちゃんとしたものであるのですけれども。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

アブドミナルボードにつきましても、これから購入するコードレスのバイクにいたしましても、全て老



朽化して更新という形になってございます。

委員長（菅原和幸君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 老朽化もしていなかったと思うのですが、ふえるのはいいと。

ただ、2台するスペースが恐らくないと思うのです、2台設置するスペースが。そうすると、今ロツカーで仕切りなっていますよ、あの部屋の中が、西側がロツカーで。そのロツカーをもうちょっと、あそこロツカーのこっちは倉庫になって利用している。卓球台とかしているのですが、もう少しこっちのほうに移動するような、ちょっと人が多くなってきて狭くなってきたのかなと感じています。それで、そのロツカーをもうちょっと西側のほうに移動して、少し広いスペースをとれないものでしょうか、あれば。ただ、卓球台どうしても満杯であれば無理なことなのでしょうけれども、その辺はどうなのでしょう。検討できないでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

確かにトレーニングルームの利用者もふえてきておりますので、そういった状況も今後考えられるかもしれないませんが、現状ではまず今のスペースで利用するしかないということで、順次経年劣化に伴う更新は計画的に行っていきたいと思っておりますけれども、あとはトレセンのほうにも少し26年のときに健康支援のほうで持っていたトレーニングマシンがございまして、その分高齢者用のはつらつ貯筋講座等で使用するものですので、ちょっと軽目のものになるかもしれませんが、そちらのほうも使用は可能でございますので、当分はその2カ所で使用していただくという形にいたしたいと思っておりますし、料金的にも遊佐の場合は利用しやすいという形態になってございますので、もっともっと倍以上に利用者がふえるようであれば、その辺はスペースの拡大についても考えていきたいと思っております。

委員長（菅原和幸君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 登録者が200人も超えて混雑になってきたら、またそのときは考えるという答弁でございましたので、近々そのようになるのではないかなと私は予想しておりますので、そのときはぜひご検討いただきたいと思います。

以上で終わります。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 先ほど答弁漏れありましたので、お答えさせていただきます。

先日地元からいただいたサンプル、これの水質調査結果でございますけれども、まず沢、熊野川本流ではなくて、そこから分岐している農場側の沢ですけれども、その沢の一番気になるところは窒素含有量だと思いますけれども、28ミリグラムリットルということなのですけれども、これまでの例えば昨年度の状況と比較しますと、やはり昨年度もこの沢については、夏場とか気温が上がる部分についてはやっぱりこういった高い状況でございました。もう一つサンプルありまして、それについては、熊野川の熊野橋のすぐ下流側で採取したものですけれども、これについては3.4ミリグラムパーリットル。それにしても、先ほどの28というものが流れ込む関係もあってか、熊野川のこの場所でも若干窒素分高いと。本来であれば、これが1ミリグラム以下ぐらいであればいいのかなというふうに我々も見ていますけれども、3.4という形ですので、少し高い状況にあるということでございます。

以上です。

委員長（菅原和幸君） これです。これで10番、土門治明委員の質疑は終了いたします。

9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 8ページの商工費の負担金です。これは、鳥海国定公園観光開発協議会負担金ということでありますが、この説明をお願いします。

委員長（菅原和幸君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

負担金補助及び交付金の鳥海国定公園観光開発協議会負担金91万5,000円であります。今回シー・トゥ・サミットの開催に伴いますスキームの変更による増額補正ということでお願いをするものでございます。

委員長（菅原和幸君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） なぜ増額になったかということです。

委員長（菅原和幸君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

当初予算の段階では、3市1町の枠組みでということで想定をしておりましたけれども、今回そのやり方、スキームを変更するというので、酒田市、遊佐町の負担ということで開催をするものでございます。

委員長（菅原和幸君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） ということは、今までの負担金を納めていたところが負担金は納めないということで、町がその分を増額負担するというのでいいのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

結果的にはそういう形になります。

委員長（菅原和幸君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 結果的といいますか、基本的なものがあって、その分また増額なので、全体の負担額が幾らになるのですか、これ。

委員長（菅原和幸君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

今回シー・トゥ・サミットの開催、全体的な負担金といたしまして、総額で270万円です。そのうち酒田市が38万5,000円、本町が当初予算含めまして231万5,000円という内訳になってございます。

委員長（菅原和幸君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） かなり町だけが高額な負担金ということにこれになりました。これは、シー・トゥ・サミット今回で6回目、実は始めるに当たっていろいろありまして、我々もというか、ここにいる数人はそれに絡んだ経験もございまして、町長のご理解もあって、発想から12月のころにどうですかという話があって、あと9月に第1回目を開いたという、話が出てから実行するまで非常に短い期間で行われた大会だというふうには思っております。今の大会は、ほとんど遊佐町内を駆け回る大会になっているということで、秋田側とすれば負担金はあるのになかなか恩恵といいますかないということなのか、その負担金を辞退する背景には何があるのか。理由があって辞退をするわけなのですが、その理由というのは何であ

るかご承知であれば。

委員長（菅原和幸君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

実際このシー・トゥ・サミットの参加者の内訳を見ますと、ほとんど酒田市、遊佐町とそれから山形県とあと全国の方々からというような内訳でございまして、なかなかにかほ市、由利本荘市さんの参加者が少ないというのは事実でございます。

ただ、今回ことしの開催におきましても、3市1町の枠組みで事業自体は協力して開催するということには変わりはないというところでございます。

委員長（菅原和幸君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 3市1町といえば、ジオパークのこの枠組みですね。参加者が少ない。この間のヒルクライムは、2日間にわたって行われました。1日目は遊佐側で、2日目は秋田側でやっております。あそこ負担金はあるのかなのかよくはわかりませんが、お互いに環鳥海ということで、鳥海山を中心にした観光をやるという話でそんなことになっております。にかほ市側とは、鳥海ぐるっとマウンテンバイクだとか、それから先ほど言ったヒルクライム、そしてトライアスロンもあるのですが、それにも町の観光協会のほうでは芋煮を持っていったりと、いろいろお互いに協力体制をとりながらやっておりました。その中で負担金を辞退するというのは、ちょっと残念で仕方がないのです。

やっぱりこの間のヒルクライムだって、遊佐町の人そんなに出ていない。自転車は、やっぱり象潟のそれこそ得意な分野でありまして、その中で鳥海1周マウンテンバイクもずっと遊佐町を駆けめぐって、それなりに町のほうも人的に応援もしてきたような感じをしておりますので、ただその参加者が少ないだけなのか。臆測で物を話すことはできないかもしれませんが、単にそれだけであれば、逆にそれがあれば何でも負担金が少なくてもいいのだというふうな考え方になるのです。町も、いろんな負担金をいっぱい持っています。決算、予算になると負担金、何だ、これということ全く関係ない負担金、全く関係もないかもしれませんが、負担金いっぱいあるわけです。だから、参加者が少ない、利用が少ないだけで負担金を遠慮するというのは、それはいかがなものかなというふうに私は思っております。その辺どうお考えでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

この鳥海山の観光につきましては、3市1町一体となって協力して進めるということには変わらないわけでありまして、今回のシー・トゥ・サミットの件につきましても、鳥海国定公園の観光開発協議会を開いたときにも、そういったお話をしております。モンベルからいろんな広報をしていただいている、情報発信をしていただいているという点だとか、あとそのシー・トゥ・サミットの開催方法、そういったことも含めて今現在協議会のほうで検討をしているところでございます。そういったことを含めて、将来的にもやはり鳥海山の観光については3市1町の枠組みでこれからもやっていきたいなというふうに考えておるところでございます。

委員長（菅原和幸君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 3市1町の枠組みで頑張りたいということでありまして。それは、やっぱり遊佐町

サイドはそう思っているのですが、ほかはそう思っていないということがここに如実にあらわれているということになります。

きのうテレビを見ていたら、いきなり画面に鳥海山が映って、鳥海山の清らかな水、湧水が海底に湧き出て、それで育てられた岩ガキが非常に貴重な岩ガキと。それを使った料理というのが出ていまして、これは遊佐町のことだろうと思って、女房、早く見れ、早く見れと言ったら、象潟の力キですと言われたときぐっときましたけれども、やはりそうなのです。鳥海山は山形県だけのものではなく、やはり恩恵はみんな秋田県側でも受けているのです。裾野が長い分だけ、鳥海山の恩恵は秋田県のほうが自然の恩恵はあるのだと私は思っています。そういうようなことを思っているところで、ジオパークも3市1町で認定を受けて、これからみんなで鳥海山を中心にして観光もいろんな面で頑張っていこうやというときに、負担金を遠慮させてくださいというのは、タイミング的に非常に何か冷や水をかけられたような、そんな気がしてなりません。では、来年何とか復帰してくださいということはないのか。

それとも、当初はコースを1年交代、秋田側、それから遊佐側で交互にやりましょうやという話もあったのです、最初のときは、1年目吹浦港をカヤックで回って、バイクで銚立まで行って、それからランということで、非常に日本一高低差があるシー・トゥ・サミットなのですが、非常につらいだけに人気があるということでもあります。なので、せっかくその鳥海山を核にした3市1町の枠組みで考えるという中では、非常に残念かなというふうに思いますが、これ主催がモンベルなので、お互いにそうであれば象潟側、遊佐側で交互にやるとかというような提案、それから向こうからはそんな話が出てこなかったのか、その辺伺います。

委員長（菅原和幸君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

きのうのテレビは、実は私も見ていまして、一瞬遊佐産の力キが出るのかなと思って私も見ておりました。象潟産の岩ガキということでもありますけれども、岩ガキについても遊佐産、象潟産問わず、環鳥海で一緒に売り込んでいければいいのかなというふうにも思います。

あと、コースの件についても、先ほど協議会のほうで話し合いをしているというお話を申し上げました。コースについて、それから前夜祭のフォーラムについて、その辺の開催についても、柔軟な形でぎくばらんにお互いに話し合おうということで協議をしているところでもあります。

またあと、それとあわせて、モンベルからはことしのカタログ、春夏用のカタログでありますけれども、1ページ目を開きますと、鳥海山の写真を使っていたいております。そういったことを考えますと、もう全国に鳥海山、それから全世界に鳥海山が情報発信されているわけでもありますので、そういった経済効果を考えても、非常に有意義な大会であるということでもありますので、そういったことを含めてご理解をいただけるように協議をしていって、最終的には環鳥海、3市1町の枠組みでということをお願いしているところでございます。

委員長（菅原和幸君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 負担金の、今までの負担金は全額が270万円でしたか。負担金とすれば高いほうですね。ブルーラインマラソン、たしか160万円で、これブルーラインマラソンの負担金というのはどっちの係でした。そっちですか。

( 何事が声あり )

9 番 ( 高橋冠治君 ) 観光。観光は、どっち。

( 何事が声あり )

9 番 ( 高橋冠治君 ) お互いに指を指していますが、160万円だとして、270万円はかなり多い額なのですが、その額設定に問題があるのか。当初そういう負担金の設定をしたので、そのままいつているのだと思いますが、民間企業がもう主催してやっているの、その辺も負担金をどうするかという話はなかったのでしょうか。もう少し下げるとか何かとかというのは相談はなかったのか。

委員長 ( 菅原和幸君 ) 堀企画課長。

企画課長 ( 堀 修君 ) お答えをいたします。

モンベルに対しましては、その負担金を下げてくれという話、そういった関係の話は今のところはしていません。この間、鳥海山国定公園の観光開発協議会としてモンベルに対してそういったお話をしたというところはない状況です。

委員長 ( 菅原和幸君 ) 9番、高橋冠治委員。

9 番 ( 高橋冠治君 ) まず、負担金がこういうふうな辞退というところが出てくるというのは、やはりはそれなりの理由があるかと思っておりますので、もう一度その協議会の中で負担金というものはどういうふうにしていけばいいのかというのをもひとつ考えていかなければいけないのかなというふうに思っています。まずは我々だけの、遊佐町だけの鳥海山でないということを知っていただいて、負担金をもう一度負担してもらおうというようにお願いしたい。

本日は、モンベルさんからはいろんな意味でいろんな情報提供をしていただいております。最近、その鳥海山の記事がいろんな雑誌に本当に出るようになりました。近年本当に出るようになりました。それは秋田、山形のやっぱりお互い手をつないで、一つみんなの山だということが功を奏して今の状況があるので、その辺をもう少し理解していただくようお願いをいたしたいと思っております。

それでは、次に移ります。7ページのふるさと納税の関係ですけれども、補正をしたということで、年間の予想は3億5,000万円。そのうちお米は2億円ということで、返礼率は先ほど提示されましたが、お米はいいのですけれども、残りの1億5,000万円は、今までどおり町の特産だとかそういう返礼品になると思いますが、そっちの残りの1億5,000万円分のその伸び率というのはどのぐらいなのか。お米の伸び率はかなり伸びていますが、その辺どうですか。

委員長 ( 菅原和幸君 ) 堀企画課長。

企画課長 ( 堀 修君 ) お答えをいたします。

平成28年度の要するに2億500万円弱の金額のうち、76%のお米、それから68%のお米、合わせて約9,000万円ちょっとぐらいの金額でございます。残り要するに1億円が通常の特産品等々をお返ししたという内容になってございます。今回総額当初予算を含めまして3億5,000万円の予算になるわけでございますけれども、そのうち2億1,000万円をお米、残りの1億4,000万円を通常の割合というふうに見込んでおりますので、4,000万円近くが通常の割合の返礼品で伸びる部分だという想定をしております。

委員長 ( 菅原和幸君 ) 9番、高橋冠治委員。

9 番 ( 高橋冠治君 ) 昨年度は、28年度は当初からお米は使っていないで、途中から使ったので、後半

にかけてぐんと伸びて補正したという記憶がございます。今回は当初からなので、2億円のお米というやっばり結構な量になります。その辺のお米の委託先というか、確保はどの、農協なのだろうと思います。どのような形で確保しているのか伺います。

委員長（菅原和幸君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

基本的には農協さんとの協議で、前の委員からも質問あったとおり、月1,000個ということをお願いしております。農協さんが個々にどこから調達というのは、全て農協さんにお任せしてございますので、遊佐産のお米を使ってということで上限1,000、76%の割合の分につきましては、1億2,000万円分をお願いしているということでございます。

委員長（菅原和幸君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 総務省からその返礼の率に対していろんな注文が今つけられていますが、前回課長の答弁でことし1年は今のままでやると。30年度からそれらのことには対応していくという話であります。そうすると、人の考え方でではことしだけなので、お米が返礼率が下がると駆け込み需要というのが出てくるのではないかと私はこう思っておりますが、では上限1億円幾らだともう決めてあるのであれば、それ以上来てもお米の部分に多く来ていても、それ以上は対応できないという考えでいいのですか。

委員長（菅原和幸君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

先ほどの委員の答弁で、現在8,600万円ほどというお話をいたしましたけれども、これも既に駆け込み需要があるのかなという感じをしております。委員がおっしゃったとおり、月1,000の上限を設けております。恐らく農協さんでもそれ以上は準備ができないだろうというこちらの想定もしておりますので、それ以上来られても、もう個数が上限に達した段階で寄附を打ち切るということになるかと思えます。

委員長（菅原和幸君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 上限設定して、それ以上は打ち切るということでありまして。とすれば、お米の大体の年間の予想はこれで行くわけですね。遊佐町も伸びていますが、庄内の中でやはり伸びているのは三川と庄内町なのです。あれは戦略としてやっているのですね、かなり4億円、6億円という世界であります。人口に対して少ないのは酒田市なのです、ふるさと納税の寄附金額。酒田市は、そういうような手だてでは余りしていないというような話です。それはそれでいいのですけれども、まずそうすると来年度のふるさと納税の金額が29年度よりはマイナスになるというような予測は当然できます。でも、お米の部分はある程度やっていくと。

ただ、総務省では3割程度に抑えなさいと言っていますが、3割というのは余りにも少ないと私は個人的に思いますが、その総務省の考え方に準じてもうきぱつとやっていくのか。そこは、地方の町のやはり柔軟な考え方で、せつかくそのふるさと納税してくれる皆さんに少しはという考えがあっていくのか、どのような形で持っていくのか。今現在お気持ちでいいので、お聞きします。

委員長（菅原和幸君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

平成30年度からについては、今現在の考えといたしましては総務省の指示に従って3割という考えでお

ります。

委員長（菅原和幸君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） そうであれば、29年大いに頑張って、30年分も、次の年の分も頑張るようお願いしてと私の質問は終わります。

委員長（菅原和幸君） これで9番、高橋冠治委員の質疑は終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（菅原和幸君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

委員長（菅原和幸君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。本特別委員会に審査を付託された議第42号 平成29年度遊佐町一般会計補正予算（第2号）、ほか特別会計等補正予算5件について、これを原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（菅原和幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、本会議に報告する案文作成のため、恒例によりまして各常任委員会及び議会運営委員会の委員長は直ちに委員会室にお集まり願います。

案文作成が終了するまで休憩いたします。

（午後2時11分）

休

憩

委員長（菅原和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時40分）

委員長（菅原和幸君） 報告文の案文ができましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

富樫議会事務局長。

局長（富樫博樹君） 報告書案文を朗読。

委員長（菅原和幸君） 本特別委員会の審査の結果につきましては、ただいま局長朗読のとおり本会議に報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（菅原和幸君） ご異議なしと認めます。

よって、局長朗読のとおり本会議に報告することに決しました。

これをもって補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

( 午後 2 時 4 3 分 )

遊佐町議会委員会条例第 2 7 条の規定により、ここに署名し提出します。

平成 2 9 年 6 月 2 3 日

遊佐町議会議長 堀 満 弥 殿

補正予算審査特別委員会委員長 菅 原 和 幸